

居宅介護支援事業所ぽるぽる 運 営 規 程

(事業の目的)

第1条 有限会社松永メディコが開設する居宅介護支援事業所ぽるぽる（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）は、居宅において要介護状態にある高齢者（以下「利用者」という。）に対し要介護状態になった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、事業所の介護支援専門員又はその他の従業者（以下「介護支援専門員等」という。）が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所の介護支援専門員は、可能な限り利用者の居宅においてその置かれている環境等に応じて利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう援助を行う。
- 2 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し常に利用者の立場に立ち利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。また、市町・地域包括支援センター・他の指定居宅介護支援事業者・介護保険施設等との連携に努めるものとする。

(事業所の所在地)

第3条 事業所の所在地は、広島県福山市松永町五丁目23番30号とする。

(従業者の職種、員数及び職務内容)

- 第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。
- (1) 管理者 1名（常勤）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 介護支援専門員 3名（常勤管理者兼務1名・常勤専従2名）
介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

- 第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。
- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日・12月30日～1月3日・

8月13日～8月15日を除く。

(2) 営業時間 午前9時から午後6時までとする。

(指定居宅介護支援の提供方法)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法は次のとおりとする。

- (1) 利用者の相談を受ける場所 事業所の相談室
- (2) 使用する課題分析表の種類 MDS—HC方式（三団体ケアプラン策定研究会方式、日本介護福祉士会アセスメント票、日本社会福祉士会作成アセスメント票、日本訪問看護推進財団方式）
- (3) サービス担当者会議の開催場所 事業所の相談室
- (4) 介護支援専門員の居宅訪問頻度 1回／月

(指定居宅介護支援の内容)

第7条 指定居宅介護支援の内容は次のとおりとする。

- (1) 居宅サービス計画の作成
- (2) 指定居宅サービス事業者その他の者との連絡調整
- (3) その他の便宜の提供

(利用料その他の費用の額)

第8条 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

2 通常の事業の実施地域以外の居宅を訪問して行う指定居宅介護支援に要した交通費は、無料とする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 福山市は、松永町・南松永町・今津町・高西町・神村町・宮前町・本郷町・東村町・金江町・柳津町・藤江町

(その他運営に関する重要事項)

第10条 事業所は、介護支援専門員の質的向上を図るため次のような研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備するものとする。

- (1) 福山市西南部地域包括支援センター・他の指定居宅介護支援事業者等の連絡協議会の研修
 - (2) その他の研修
- 2 従業者は、職務上知り得た秘密を保持する。
- 3 この規程に定める事項のほか事業所の運営に関する重要事項は、有限会社松永メディア

コと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(虐待防止に関する事項)

第11条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止委員会の開催
- (2) 高齢者虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待防止研修の実施
- (4) 専任担当者の配置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束等の原則禁止)

第12条 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行わないとし、身体的拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(事業継続計画)

第13条 業務継続計画（BCP）の策定等にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。

(衛生管理)

第14条 感染症の予防及びまん延防止に努め、感染防止に関する会議等においてその対策を協議し、対応指針等を作成し掲示を行う。また、研修会や訓練を実施し、感染対策の資質向上に努める。

(その他運営に関する重要事項)

第15条 居宅介護支援事業所は、介護支援専門員等の資質の向上を図るため、虐待防止、権利擁護、認知症ケア、介護予防、ヤングケアラー、障がい者、生活困窮者、難病患者等の他制度に関する事項に関して、研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保し、業務体制を整備するものとする。

また、研修受講後は記録を作成し、研修機関等が実施する研修を受講した場合は、復命を行うものとする。

2 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏

らしてはならない。

- 3 従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容とするものとする。
- 4 事業所は、指定居宅介護支援に関する諸記録を整備し、その完結の日（当該指定居宅介護支援を提供した日をいう。）から最低5年間は保存するものとする。
- 5 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、有限会社 松永メディコと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成18年10月1日から施行する。

履歴	平成19年 4月 1日	一部改正する。
	平成19年 6月 9日	一部改正する。
	平成19年 6月 21日	一部改正する。
	平成19年 8月 6日	一部改正する。
	平成19年 8月 21日	一部改正する。
	平成19年 9月 3日	一部改正する。
	平成19年 11月 21日	一部改正する。
	平成20年 6月 25日	一部改正する。
	平成20年 7月 21日	一部改正する。
	平成20年 11月 1日	一部改正する。
	平成21年 1月 21日	一部改正する。
	平成21年 5月 1日	一部改正する。
	平成21年 12月 21日	一部改正する。
	平成23年 3月 21日	一部改正する。
	平成23年 4月 21日	一部改正する。
	平成24年 8月 21日	一部改正する。
	平成25年 7月 21日	一部改正する。
	平成25年 12月 21日	一部改正する。
	平成27年 9月 1日	一部改正する。
	令和 4年 1月 21日	一部改訂する。
	令和 6年 4月 1日	一部改訂する。
	令和 6年 8月 26日	一部改訂する。